



2024年2月19日

各位

会社名： 株式会社寺岡製作所  
代表者名： 代表取締役会長兼社長 寺岡 敬之郎  
(コード：4987 東証スタンダード市場)  
問合せ先： 取締役企画管理本部長 石崎 修久  
(電話番号：03-3491-1141)

### 株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年1月18日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から2024年3月10日まで整理銘柄に指定された後、2024年3月11日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所の開設するスタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

##### ① 併合する株式の種類

普通株式

##### ② 併合の割合

当社株式について、8,389,250株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

25,331,236 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

25,331,239 株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が 2023 年 10 月 30 日に公表した「2024 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された 2023 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数(26,687,955 株)から、当社が 2024 年 1 月 18 日開催の当社取締役会においてその消却を決議し、2024 年 3 月 12 日付けで消却される予定の 2024 年 1 月 5 日現在当社が所有する自己株式の数(1,356,716 株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

3 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

12 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社 KMM (以下「公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数(合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、当社株式が 2024 年 3 月 11 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化するために行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であること、及び当社において自己株式を増加させる必要も存しないことなどを踏まえて、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定通り得られた場合は、株主の皆様の保有する当社株式の数に、公開買付者が 2023 年 10 月 31 日から実施した当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 564 円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第 2 号議案 (定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は12株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式の権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) さらに、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2024年3月13日に効力が発生する予定です。

### 3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2024年2月19日（月）
② 整理銘柄指定日	2024年2月19日（月）
③ 最終売買日	2024年3月8日（金）（予定）
④ 上場廃止日	2024年3月11日（月）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2024年3月13日（水）（予定）

以上